

令和8年度 SAPPORO ENGINEER VISA経営安定性等確認業務に係る質問と回答について

記載箇所	質問内容	回答
<p>様式1 2添付書類 (1)</p>	<p>弊社所属の中小企業診断士は、令和8年4月1日付で資格更新をしておりますが、中小企業庁から当該診断士本人への登録証の交付は4月末となる見込みです。 このため、開札後3日以内に提出が求められている「一般競争入札参加資格確認申請書」に、登録証を添付することができません。 つきましては、登録証の後日提出や代替書類の提出等により、入札への参加を認めていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>貴社所属の中小企業診断士が、中小企業庁のURL (https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshitetuduki02_03.html) に記載されている更新登録の要件を満たしており、資格更新が認められる可能性が極めて高い者であれば、期限の超過した登録証の写し等の代替書類を提出することを認めます。なお、代替書類を提出される場合は、現に有効な登録証を提出することができない理由を付記願います。</p> <p>また、代替書類にて事後審査を行った場合は、後日、資格更新後の登録証の写しを提出いただく必要がございます。一定の時期が経過した後も、資格更新後の登録証の写しを提出することができない場合、契約の解除を行う場合がございますので、その点ご承知おきのうえ、入札へ参加いただくようお願いいたします。</p>